

医療従事者の賃金改善について

当院は外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- **算定対象**：初診時・再診時・訪問診療時
- **対象職員**：医師を除く当院に勤務する全職員（看護師・リハビリ職員・薬剤師・事務職員 等）

※令和8年改定により40歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年6月1日 医療法人社団厚善会郡家病院